

平成 27 年 11 月 13 日

公益社団法人 日本ナショナル・トラスト協会  
会長 池谷奉文(いけやほうぶん)

## 平成 28 年度予算・税制改正に関する要望

日頃より、国家の基本財産である豊かな自然や歴史的な環境等の保全にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

ナショナル・トラスト活動は、市民や企業からの寄附を募り、自然の豊かな土地や歴史的な建造物等を買取りまたは寄贈を受けることにより、すべての国民のために永遠に守り継いでいく活動です。特に、トラスト地として保全される自然地は、気候調整や洪水防御、食糧や医薬品等に供される遺伝子資源の産出、レクリエーションや観光といった精神的・文化的な利益などの多様な生態系サービスを提供する、かけがえのない国の資産です。

現在の財政状況下において、自然環境や生物多様性の保全を進めるには、行政機関による公有地化や保護区の設定を進めると同時に、民間のナショナル・トラスト活動の積極的な推進が非常に重要となっています。

一方、ナショナル・トラスト活動を取り巻く税制度等については、資産の取得、維持に関する支援措置が十分に整えられてはならず、トラスト活動の持続的な推進を阻んでいます。生物多様性基本法においては、その推進のために税制の優遇措置等の必要な措置を講ずることを国に求めており（第 8 条、第 21 条第 3 項）、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催を契機に、また、具体的な施策を展開していくことに国内外からの注目が集まっています。

今年 4 月に施行された「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」により、自然環境トラスト活動が一層促進されることになり、この法律においても、税制上の措置を講ずるよう努めることを国に求めています。（第 11 条第 2 項）

以上のことから、我が国におけるナショナル・トラスト活動をより一層推進し、かけがえのない自然及び生態系を将来世代へと手渡していくため、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」（仮称）の制定、及び、当面（平成 28 度）の税制等に関して、次の 4 点を要望します。



東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル  
TEL: 03-5979-8031 FAX: 03-5979-8032

## 記

### 1. ナショナル・トラスト活動を目的とする土地の譲渡所得税の非課税措置の創設

個人が自然環境や生物多様性の保全を目的に、所有している自然地を、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体に寄贈したいという声が多くあります。しかし、現行の税制においては、このような公益目的の寄附であっても、時価による譲渡が行われたものとみなし、譲渡益に対し課税する「みなし譲渡課税」の制度（所得税法第 59 条第 1 項第 1 号）が適用されます。この点について、租税特別措置法第 40 条では、公益を目的とする事業を行う法人への財産の贈与、遺贈については、国税庁長官の承認が得られた場合については非課税とする制度が用意されています。

しかし、寄附の時点では非課税となるかの判断がつかず、また、ナショナル・トラスト活動をその非課税措置の対象とする公益活動とみなすか否かについての判断も明確ではなく、また、承認を求める手続きは多大な労力が必要とされ、ナショナル・トラスト活動を推進する立場からは、時代の要求に合致しない制度となっているのが現状です。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」（仮称）の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体に譲渡した際の譲渡所得税を予め非課税とする制度の創設を、強く要望します。

### 2. ナショナル・トラスト活動により取得する土地に対する不動産取得税、固定資産税の非課税措置の創設

現行の税制においては、ナショナル・トラスト活動により取得した土地に対する不動産取得税、固定資産税については、非課税や減免、課税免除及び不均一課税の規定適用（地方税法第 6 条、第 73 条の 4 第 1 項第 7 号、第 73 条の 31、第 348 条第 2 項第 12 号、第 367 条、各地方自治体の税条例）の申請を行っています。審査の結果、非課税や減免となることもありますが、その判断は地方自治体次第であり、ナショナル・トラスト活動の公益性に対する地方自治体ごとの認識の差異により、群馬県、岩手県など非課税措置が講ぜられない場合もあります。非課税等の規定適用の申請手続きには多大な労力も必要とされ、この点について、全国の活動団体から、税負担の公平性の欠如や、安定性のあるナショナル・トラスト活動を続け、またさらに発展させていく上での大きな課題であるとの声が多々寄せられています。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」（仮称）の制定、及び、ナショナル・トラスト活動団体により取得した土地に対する不動産取得税、固定資産税を予め非課税とする制度の創設を、強く要望します。

### **3. 企業がナショナル・トラスト活動に対して行う寄附を「指定寄附金」扱いとして、全額損金に算入できる制度の創設**

現行の税制においては、企業がナショナル・トラスト活動に対して行う寄附は、それが特定公益増進法人に対する寄附であっても、損金算入限度額が高くなく、企業が寄附しにくい制度となっています。

このため、国民の財産である自然環境や生物多様性の保全のため恒久的な土地の保全を目的とするナショナル・トラスト活動の公益性に鑑み、「ナショナル・トラスト活動の推進に関する法律」（仮称）の制定、及び、企業がナショナル・トラスト活動に対して行う寄附を「指定寄附金」扱いとして、全額損金に算入できる制度の創設を、強く要望します。

### **4. 国民の生存基盤として生態系サービスを提供する生物多様性・自然生態系の保全及び再生に要する費用を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設**

生物多様性・自然生態系は、国民の生存基盤として、地球温暖化の防止、レクリエーションや環境教育の場の提供等、様々な生態系サービスを、私たちに提供します。こうした生態系サービスは、自然がまだ比較的多く残る地方が主な供給源となっていますが、その恩恵は、都市住民を含め国民全体に及ぶものです。

森、川、里地里山等の自然環境の保全及び再生を国民運動として進め、地方創生を実現するため、生態系サービスを提供する生物多様性・自然生態系の保全及び再生に要する費用を、国民が広く薄く負担する新しい税制の創設を要望いたします。

以上